

世界が進むチカラになる。



でんさいライト

ご利用に際してのご留意事項

でんさいライト 重要事項説明書

三菱UFJ銀行

目次

はじめに	3
でんさいライトでできること	4
お申し込みにあたって	6
電子記録の請求・記録について	10
でんさいの決済について	13
支払不能について	15
記録事項の開示について	17
届出事項の変更などについて	18
当行への譲渡(割引)について	20
用語の説明	21
Appendix 支払期日前後の記録の制限	23

1. はじめに

1-1 でんさいライトとは

でんさいライトとは、株式会社全銀電子債権ネットワーク(以下、「でんさいネット」といいます。)が提供するサービスです。

お客さまは、インターネットバンキング契約がなくても、でんさいネット所定のインターネットブラウザがあれば、現在お使いのパソコン・スマートフォン・タブレットでご利用できます。専用のアプリをインストールする必要はありません。

なお、でんさいライトの利用環境については、でんさいネットのウェブサイトをご確認ください。

お客さまが、当行でご利用になられるでんさいライトでは、**本書面に記載のとおり、いくつかの制約があります。**

お客さまにおかれましては、当行でのでんさいライトのお申し込み、ご利用にあたっては、事前に本書面の内容をご確認ください。

1-2 契約当事者と業務規程等

でんさいライトの契約当事者は、お客さまと、でんさいネットおよび当行です。詳細な内容につきましては、次の書面を必ずご確認ください。

契約当事者	業務規程等
でんさいネット	業務規程 業務規程細則 でんさいライト利用規程
当行	でんさいライト利用規定

でんさいライトの利用契約は、お客さまとでんさいネットとの二者間契約と、お客さまと当行との二者間契約から成り立ちます。

利用契約を解約・解除する場合、いずれか一つのみを解約・解除することはできません。

2. 当行取扱いのでんさいライトできること

2-1 取引一覧

当行取扱いのでんさいライトでは、次表の「○」の特約や記録請求が可能です。

項目	小項目／補足	でんさいライト	当行での でんさいライト
特約の種類			
債権者利用限定特約		○	○
保証利用限定特約（注 1）		×	×
制度・機能・請求方式の種類			
債務者利用停止措置		○	○
支払不能処分制度		○	○
取引停止処分		○	○
指定許可先の登録（注 1）		×	×
債務者請求方式		○	○
債権者請求方式（注 2）		○	×
記録請求の種類			
発生記録		○	○
保証記録	単独保証記録（注 3）	×	×
	譲渡保証記録	○	○
変更記録		○	○
支払等記録		○	○
強制執行等の記録		○	○
譲渡記録		○	○
分割記録		○	○
記録機関変更記録	特定記録機関変更記録（注 4）	○	×
	特定記録機関変更記録以外の 記録機関変更記録（注 5）	×	×
信託の電子記録（注 6）		○	×

（注1） でんさいライトでは、保証利用限定特約の締結、指定許可先の登録、譲渡記録の債権金額指定はできません。

（注2） 当行でのでんさいライトでは、債権者請求方式を選択することはできません。

（注3） でんさいライトでは、単独保証記録を請求することはできません。

（注4） 当行でのでんさいライトでは、特定記録機関変更記録を請求することはできません。

（注5） でんさいライトでは、特定記録機関変更記録以外の記録機関変更記録を請求することはできません。

（注6） 当行でのでんさいライトでは、信託の電子記録を請求することはできません。

2. 当行取扱いのでんさいライトでできること

2-2 でんさい取引(割引)について

お客さまは、発生記録や譲渡記録により、お客さまが受け取ったでんさいを、当行で割り引きする(当行に対しでんさいを譲渡するとともに譲渡保証記録を請求する)ことにより、でんさいの支払期日より前に資金化することができます。

割引のご利用を希望される場合、でんさいのご契約とは別に事前審査があります。審査の結果、ご希望に沿いかねる場合がございますので、あらかじめご了承ください。

3. お申し込みにあたって

3-1 お申し込み手続き

お客さまは、当行にて、でんさいライトをお申し込みされるときは、次の手順に従い手続を行います。

(1) 金融機関コードの入力

お客さまは、でんさいネットのウェブサイトから、共通フォームのページにアクセスし、金融機関名(三菱 UFJ 銀行)を入力し、申し込みをする支店を選択します。

(2) 業務規程等の確認

ページに次表の文書が表示されますので、その内容を確認します。

文書名	作成者
株式会社全銀電子債権ネットワーク 業務規程	でんさいネット
株式会社全銀電子債権ネットワーク 業務規程細則	でんさいネット
でんさいライト利用規程	でんさいネット
でんさいライト利用規定	当行
利用者情報等の取扱いに関する同意書	当行
でんさいライトご利用に際してのご留意事項(本書面)	当行
でんさいライトご利用申込方法	当行

(3) 利用申込書等の入力・印刷

業務規程等の内容にご同意いただき、お客さまのメールアドレスをご入力いただくと、当該メールアドレスに受付番号と申込ページのリンクが送付されます。お客さまは受付番号を入力しメールアドレスの認証を得ますと、申込事項の入力フォームが表示されます。入力フォームに必要事項を入力、確認されると、利用申込書と口座振替依頼書が作成されますので、それらを印刷、一部手書きで記入し、押印します。

(4) 利用申込書等の提出

お客さまは、当行の電手・でんさいコールセンターに、次の書類をご郵送いただきます。

共通	でんさいライト利用申込書
	預金口座振替依頼書(でんさいライト用)
	でんさいライトご利用申込方法
法人のお客さま	履歴事項全部証明書
	印鑑証明書(普通預金の利用で、かつ支払契約を希望する場合のみ)
個人事業主のお客さま	ご本人さまを確認できる書類(運転免許証など)
	印鑑証明書(普通預金の利用で、かつ支払契約を希望する場合のみ)

3. お申し込みにあたって

電手・でんさいコールセンターの宛先

〒105-0014

東京都港区芝2-4-3 三菱 UFJ 銀行芝ビル

電手・でんさいコールセンター でんさいライト 担当係 行

3-2 お申し込みにあたってのご留意事項

- ご利用には当行所定の審査があり、審査の結果、お客さまのご希望に添えない場合がございます。
また、ご利用の開始に当たって、でんさいネットからお客さま宛にでんさいライトの管理者 ID、初期パスワード等を記載した通知を発送いたします。
- お申し込み口座は、**お客さまが当行にて開設された当行所定の預金口座**とします。
決済口座は、1利用契約ごとに単一の決済口座とする必要があります。
- 利用申込書において、「利用区分」「債務者としての利用」欄で、「利用しない・発生させない」を選択された場合、お客さまはでんさいを発生させることはできません。
- 当行でのんさいライトでは、債権者請求方式はお取り扱いしておりません。**
利用申込書において、「利用区分」「発生記録(債権者請求方式※)の利用」欄で、「利用する」を選択された場合でも、債権者請求方式はご利用できません。**債権者請求方式を「利用する」とされた場合でも、「利用しない」を選択されたものとして受け付けいたします。**
- お客さまには、でんさいネットより、1法人(個人事業者である場合には1人)につき、1つの利用者番号が付与されます。複数の窓口金融機関をご利用される場合であっても、利用者番号は同一(1つ)です。
すでに利用者番号をお持ちのお客さまが、当行または別の窓口金融機関に利用申し込みをされる場合には、その利用者番号をお申し出ください。誤って2つの利用者番号が付与され、後日その事実が判明した場合には、早く通知された利用者番号にまとめさせていただきます。

3. お申し込みにあたって

6. ご利用可能時間は、次表のとおりです。

(1) でんさいネット

項目	窓口	サービス提供時間
でんさいライト に関する照会	でんさいライト コールセンター	銀行営業日の午前 9 時から午後 5 時まで
でんさいライト の操作	でんさいネット ウェブサイト	銀行営業日の午前 8 時から午後 7 時まで ・当日付で取り扱う記録請求:午後 3 時まで ・新規利用申込(PDF で作成):午前 8 時から午後 5 時まで(申込後発行される URL への詳細入力は午後 7 時まで)

(2) 当行

項目	窓口	サービス提供時間
届出事項の 変更など	電手・でんさい コールセンター	銀行営業日の午前 9 時から午後 5 時まで
	当行支店	銀行営業日の午前 9 時から午後 3 時まで
割引関連	当行支店	銀行営業日の午前 9 時から午後 3 時まで

(3) コールセンターの電話番号

でんさいライトコールセンター	0120-585-866
電手・でんさいコールセンター	0120-103-172 ガイダンス「2」 または、03-5730-1964 (通話料有料)

なお、サービス提供日・提供時間は事前に通知することなく変更することがあります。また、サービス終了時刻間際に操作された場合など、お手続きいただく時間帯によっては当日中に手続が完了しない場合やご利用いただけない場合があります。あらかじめご了承ください。

7. ご利用手数料には、でんさいネット宛と当行宛の2つがあります。
詳しくは、でんさいネットのウェブサイト、当行のウェブサイトをご覧ください。
8. 「犯罪による収益の移転防止に関する法律」にもとづき、本人確認に加えて、ご職業、事業内容や取引を行う目的等を確認させていただくことがあります。
9. お客さまは、管理者 ID、ご登録いただく利用者 ID およびそれらに付随するパスワードその他の情報ならびにでんさいライトサービスのご利用に当たって必要な機器等については、お客さまご自身の責任において厳重に管理する必要があります。

3. お申し込みにあたって

なお、お客さまが管理者 ID のパスワードについて、でんさいネット所定の回数を超えて連續して届出と異なるパスワードを入力した場合、でんさいネットはお客さまに事前に通知することなく、管理者 ID の利用を停止します。利用を停止された管理者 ID の利用を再開するためには、でんさいネット所定の手続が必要となります。

また、管理者 ID・パスワードを失念した場合、でんさいネット所定の手続を行うことにより管理者 ID・パスワードの再発行を申請することができます。

4. 電子記録の請求・記録について

4-1 発生記録

1. 発生記録は、手形の振出に相当するお取引です。発生記録請求により、電子記録債権(でんさい)が発生し、でんさいネットに記録されます。
2. でんさいライトで、**でんさいを発生させる際の債権金額は、1円以上100万円以下です。** 債権金額は、1円単位で設定いただけます。
なお、**でんさいの受取に際しては、上記の金額制限はありません。**
3. でんさいの支払期日(手形の支払期日に相当)は、電子記録日(でんさいの発生日)から起算して3銀行営業日を経過した日以降で、電子記録日から10年後の応当日までの範囲で設定いただけます。

4-2 譲渡記録

1. 譲渡記録は、手形の裏書譲渡に相当するお取引です。
でんさいを譲渡する場合、原則、譲渡人に当該でんさいを保証していただく取扱いになります。
2. でんさいを譲渡するとき、手形の裏書に相当する効果を確保するため、原則として保証記録(譲渡保証)も同時に行われます。債務者(手形の振出人に相当)が支払期日に支払えなかった場合(支払不能)、でんさいを譲渡したお客様は、債権者(でんさいの譲受人)に対して支払義務を負うことになります。
また、債権者利用限定特約を締結したお客様であっても、でんさいを譲渡する場合は、原則として当該でんさいを保証する(保証記録(譲渡保証)を行う)ことになります。
3. なお、でんさいを譲渡する際には、1円以上100万円以下の制限は適用されません。

4. 電子記録の請求・記録について

4-3 分割譲渡

1. でんさいは、債権金額を二つに分割して、片方のでんさいを譲渡することができます。
たとえば、お客さまが保有する1件100万円のでんさいのうち、80万円を分割譲渡し、残りの20万円のでんさいを自分の債権として期日まで保有する、などのお取引が可能です。
2. 分割のみのお取り扱いはできません。分割記録は譲渡記録と同時に行う必要があります。

4-4 特定記録機関変更記録

当行のでんさいライトでは、提携記録機関からでんさいネットに電子記録債権を移動する特定記録機関変更記録はお取り扱いしておりません。

また、でんさいネットのでんさいは、提携記録機関に移動することもできません。

4-5 保証記録

保証記録には、前述の譲渡保証と、譲渡を伴わない単独保証があります。当行のでんさいライトでは、単独保証記録はお取り扱いしておりません。

4-6 でんさいの取り消し等

でんさいの発生、譲渡等は、記録日から起算して最大5銀行営業日（記録日から支払期日までの日数により異なります。）の間、発生、譲渡等の記録請求をしたお客さまの相手方が単独で取り消すことができます。

取消可能な期間を経過した場合は、「でんさいの記録内容の変更」の手続きが必要になります。

4. 電子記録の請求・記録について

4-7 でんさいの記録内容の変更

1. 利害関係者全員(債権者、債務者、保証人など)のご承諾がないと、でんさいの記録内容を変更することはできません。
2. 当行によるでんさいライトをご利用のお客さまが、でんさいの記録内容(発生記録のみの場合は除きます。)の変更を行うには、変更記録請求書に、利害関係者全員から承諾の捺印を得ていただき、当行所定の日までにご提出いただく必要があります。

利害関係者が3名以上いる場合、でんさいの記録内容の変更が非常に困難になることがあります。でんさいの記録請求は、内容をよくご確認のうえ、行ってください。

3. でんさいライトの利用者が債務者となっているでんさいについて債権金額を変更する場合、変更できる債権金額の範囲は、1円以上 100 万円以下です。

4-8 記録請求の制限期間

でんさいの支払期日が近づくと、記録請求が制限されます。

例えば、譲渡や分割の記録請求は対象となるでんさいの支払期日の3銀行営業日前までに行う必要があります。

詳しくは、本書末尾の「Appendix 支払期日前後の記録の制限」をご参照ください。

4-9 電子記録および通知

でんさいネットがお客さまから記録請求を受け付けたこと等により、電子記録を行った場合、口座間送金決済による支払等記録などの一部の電子記録を

除き、お客さまからあらかじめお届出いただいた電子メールアドレス宛の電子メールやでんさいライトのウェブサイト画面上での表示により、その電子記録の内容を通知します。

5. でんさいの決済について

5-1 でんさいの決済(支払い)

1. でんさいの決済(支払い)は、原則、支払期日に「口座間送金決済」により行います。債権者口座には口座間送金決済を通じて債務者が決済終了後入金されます。

でんさいの債務者となっているお客さまは、当該でんさいの口座間送金決済に間に合うよう、お客さまの責任において、支払期日の業務開始前(支払期日が営業日以外の場合は翌営業日の業務開始前)までに、決済資金を決済口座に入金してください。

2. 支払期日に口座間送金決済による支払いができない場合、債務者のお客様には支払不能処分(手形の不渡処分と同様の処分)が科されます。
支払期日の15時までに、債務者のお客さまの決済口座から口座間送金決済に関するお引き落としができない場合、支払不能となります(时限の猶予は一切ございませんのでご注意ください)。
3. 支払資金は、支払期日に当行がお客さま(債務者)の口座より引落し、債権者の口座に送金します。ただし、債権者口座への入金時間は、お客さまの資金準備状況などによって異なります。
4. 債務者と債権者の間の取り決めにより、口座間送金決済以外の方法で支払いをした場合であっても、支払期日の3銀行営業日前までに支払等記録が記録されていない場合は、口座間送金決済が行われます。
5. 債務者に支払不能が発生した場合、当該でんさいの譲渡に際して保証をした譲渡人は、債権者に対して、支払義務を負います。手形の裏書人の遡及義務と同様です。
6. 電子記録保証人が債務者に代わって支払いをし、かつ、支払者として支払等記録を記録した場合、特別求償権を取得します。電子記録保証人はご自身より前に記録されているすべての電子記録保証人および債務者に対して、求償することができます。
例えば、「譲渡保証人」はご自身より前に記録されているすべての「譲渡保証人」、「単独保証人」および債務者に対して、求償することができます。

5. でんさいの決済について

5-2 口座間送金決済の中止

債務者のお客さまは、契約不履行等、でんさいの支払いを中止する正当な理由がある場合、債権者の同意がなくても、口座間送金決済を中止することができます。

ただし、この場合でも口座間送金決済が行われていないため、「支払不能」として取り扱われ、支払不能処分の対象となりますので、必ず窓口金融機関を通じて口座間送金決済の中止の依頼と併せて異議申立をしてください。

6. 支払不能について

6-1 支払不能処分制度

1. 電子交換所の取引停止処分制度に相当します。
2. **支払期日に口座間送金決済による支払いができなかった場合(支払不能)、当該債務者のお客さまには、原則として支払不能処分が科されます。**
3. 支払不能処分の主な内容は、以下のとおりです。

でんさいの債務者に1回目の支払不能(第1号支払不能事由または第2号支払不能事由(異議申立した場合を除きます。))があった場合、支払不能となつた旨およびその事由が記録され、この情報はすべての参加金融機関に對して通知されます。

1回目の支払不能となつたでんさいの支払期日から6か月以内に2回目の支払不能(第1号支払不能事由または第2号支払不能事由(異議申立した場合を除きます。))があった場合、当該債務者に対して、2年間の「取引停止処分」が科されます。

この情報はすべての参加金融機関に對して通知されます。

「取引停止処分」が適用された債務者は、「債務者利用停止措置」および「参加金融機関との間の貸出取引禁止」が科されます。

支払不能事由	概要
第0号 支払不能事由	債務者の信用に關しない事由(債権者同意による支払猶予等) 支払不能処分を科すことが不適切な事由(破産手続開始決定等)
第1号 支払不能事由	債務者の信用に關する事由(資金不足、債務者口座なし等)
第2号 支払不能事由	第0号・第1号以外に事由(契約不履行、不正作出等)

4. 同日に複数のでんさいが支払不能となつた場合は、1回とカウントします。
5. 電子交換所の取引停止処分制度とは別の制度ですので、手形の不渡処分回数との合算はいたしません。

6. 支払不能について

6-2 異議申立の手続

債務者のお客さまは、支払不能となった事由が、でんさい取引に係る商取引の契約不履行である場合、またはでんさいの不正作出(なりすましや不正アクセスによる電子記録)である場合など、でんさいの支払いを中止する正当な理由がある場合で口座間送金決済を中止するときは、債務者のお客様は異議申立をすることにより、支払不能処分の猶予を求めることができます。

ただし、債務者のお客さまが異議申立をする場合には、支払期日の前銀行営業日までに、当行にその旨の申し出をしていただき、支払期日までに債権金額相当額(異議申立預託金)を当行にお預けいただくことが必要です。

なお、異議申立預託金は、異議申立の手続が終了したときに返還します。

7. 記録事項の開示について

7-1 記録事項の開示

電子債権記録機関であるでんさいネットにおける記録原簿について「記録事項」の開示請求ができる方は、当該でんさいの利害関係者(債務者、債権者、電子記録保証人(でんさいの譲渡人を含みます。)、差押債権者)とその窓口金融機関です。

でんさいライトでは、「最新債権情報開示」(注)および定例発行方式の残高証明書の発行請求を行うことができます。

(注)最新債権情報開示:

でんさいの電子記録事項のうち請求時点の債権の金額、支払期日等、債務者、債権者、電子記録保証人の情報の開示をいいます。

でんさいライトのウェブサイト画面上で表示され、閲覧することができます。

その他の開示請求については当行にお申し出ください。

なお、当行のでんさいライトの場合、「記録事項」の開示請求を行った者は、原則自らが関与した電子記録より後の記録事項の照会を行うことはできません。

ただし、債務者は債権者について照会することができます。

7-2 定例発行方式による残高証明書の発行停止

定例発行方式の残高証明書の登録があるお客さまについて、利用契約の解約の申し込みがなされた場合、もしくは利用契約の解除通知が発送された場合、当該日以降、定例発行方式による残高証明書の発行を停止する場合があります。

定例発行方式による残高証明書の発行が停止された場合で、残高証明書が必要な場合は、あらためて当行に残高証明書の発行をお申し込みください。

8. 届出事項の変更などについて

8-1 届出とその変更手続

次の①～⑥の事項については、でんさいライトのウェブサイト画面上でご入力いただくことにより、でんさいネットへの届出や変更を行うことができます。

- ① 利用者 ID(管理者 ID は含みません。)
- ② 利用者 ID(管理者 ID を含みます。)に係るパスワード
- ③ 利用者 ID(管理者 ID を含みます。)に係る携帯電話番号
- ④ 利用者 ID(管理者 ID を含みます。)に係る電子メールアドレス
- ⑤ FAX 番号
- ⑥ 記録請求の制限等の設定

上記①～⑥以外の事項については、当行にお届出ください。

8-2 記録請求等の方法の変更

お客さまは、当行所定の手続を執ることによって、でんさいライトからでんさい STATION に、記録請求方法を変更することができます。
なお、お取扱いの状況により、直ちに変更できない場合もあります。

8-3 お客さまのご都合による利用契約の解約

でんさいライトサービスの利用契約の解約を希望される場合、当行所定の手続により、当行宛に解約をお申し出いただくことができます。

解約の効力は、解約しようとするでんさいライトの利用契約に係る以下の①～③のでんさいの全部が消滅したことを支払等記録によってでんさいネットが確認した時に生じます。

- ① お客様を債務者とするでんさい
- ② お客様を電子記録保証人とするでんさい
- ③ お客様を債権者とするでんさい

8. 届出事項の変更などについて

8-4 利用契約の解除

お客さまが以下の①～⑥の事由のいずれかに該当する場合、でんさいネットおよび当行は、お客さまとのでんさいライトの利用契約を解除することができます。

- ① でんさいネット業務規程等で定める利用契約の解除事由に該当した場合
- ② お客さまの財産について仮差押、保全差押、差押または競売手続開始があった場合
- ③ お客さまの信用状態に重大な変化が生じたとでんさいネットまたは当行が判断した場合
- ④ お客さまが、解散その他営業活動を停止した場合
- ⑤ お客さまが、でんさいネットまたは当行所定の利用料(手数料)等を2か月連続して支払わなかった場合
- ⑥ でんさいライトが法令等(マネー・ローンダリング、テロ資金供与に係る内外法令等を含みます。)や公序良俗に反する行為に利用され、またはその恐れがあるとでんさいネットまたは当行が判断した場合、および犯罪等への関与が疑われる等、相当の事由があるとでんさいネットまたは当行が判断した場合

解除の効力は、当行がお客様に対し、通知する解除日に生じます。

9. 当行への譲渡(割引)について

9-1 でんさい割引にあたってのご留意事項

1. でんさい割引を新たに開始する際には、お客さまはあらかじめ、当行と平成25年2月改定の銀行取引約定書(または変更契約用)を締結していただく必要があります。
2. でんさい割引は、でんさいネットのでんさいライトのウェブサイトではお申し込みできません。
お客さまは、当行所定の「でんさい割引申込書」に、譲渡する債権の明細を記載し、記名捺印のうえ、口座を開設した店舗に持参して申し込みます。
3. 割引には審査があります。審査の結果、割引のご依頼に応じることができない場合があります。

10. 用語の説明

10-1 用語について

本書で使用されている用語は、次表の意味を有します。
次表の用語は五十音順です。

用語	概要
口座間送金決済	電子記録再建法に基づく、債務者の窓口金融機関が支払期日に債務者の口座から債権金額を引き落とし送金を行うことにより、債権者の口座に入金する決済方法をいいます。
債権者利用限定特約	お客さまがでんさいネットとの間で、お客さまが自らを債権者としてでんさいを専ら受け取ることとし、自らを債務者とする発生記録や自らを保証人とする単独保証記録を請求しない旨、約束することをいいます。
債務者利用停止措置	お客さまに対し、お客さまを債務者とする発生記録やお客さまを保証人とする単独保証記録の請求を停止する措置をいいます。
指定許可(機能)	取引先以外からの誤請求を防止するために、あらかじめ登録した取引先からのみ、でんさいに関する各種請求を受け付ける機能です。
支払不能	支払期日に口座間送金決済ができなかつた状態をいいます。
支払不能処分制度	支払不能となった債務者に関し、でんさいネットが参加金融機関に対して支払不能通知や取引停止通知を発信する制度をいいます。
単独保証記録	でんさいの譲渡を伴わずに、電子記録保証人が単独ででんさいの保証を付すためにする記録です。単独保証記録は、債権者が請求し、電子記録保証人が請求を承諾することにより記録されます。
提携記録機関	でんさいネットとの間で記録期間変更記録に関する提携契約を締結した電子債権記録機関をいいます。

10. 用語の説明

用語	概要
でんさい	でんさいネットが取り扱う電子記録債権をいいます。
電子記録保証人	でんさいの債務者に係る債務を保証する旨、保証記録により記録されたお客さまをいいます。通常は、でんさいを譲渡した際のでんさいの譲渡人が、これに該当します。
特定記録機関 変更記録	提携記録機関を変更前電子債権記録機関、でんさいネットを変更後電子債権記録機関とする記録機関変更記録をいいます。
特別求償権	電子記録保証人が債務者の代わりに支払をし、かつ、支払者として支払等記録をした場合に、ご自身より前に記録されているすべての電子記録保証人および債務者に対して、求償できる権利のことです。
窓口金融機関	でんさいネットに参加する金融機関のうち、お客さまとの間で利用契約を締結し、お客さまの手続き等の窓口となる金融機関をいいます。

Appendix 支払期日前後の記録の制限

支払期日前後で可能な記録請求、不可能な記録請求は、次表のとおりです。

各種記録請求と制限 (○：記録請求可能) (△：条件付で記録請求可能) (-：記録請求不可)	支払期日を基準とした記録請求日 (でんさいネット必着日)	イベント	決済情報提供日							口座間送金決済実施日	支払期日	支払等記録日
			7銀行営業日前以前	6銀行営業日前	5銀行営業日前	4銀行営業日前	3銀行営業日前	2銀行営業日前	1銀行営業日前			
			請求者区分	日								
1. 発生記録請求		債務者	○	○	○	○	○	-	-	-	-	-
2. 貸渡記録請求		債権者	○	○	○	○	○	-	-	-	-	-
3. 分割貸渡記録請求		債権者	○	○	○	○	○	-	-	-	-	-
4. 支払等記録請求（口座間送金決済以外の方法で決済した場合）*1		債権者	○	○	○	○	○	-	-	△*6	△*6	△*6
		支払者	○*7	-	-	-	-	-	-	△*6	△*6	△*6
5. 変更記録請求 (1) 住所など利用者属性情報に関する記録を変更する場合		債務者 債権者 保証人*2	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
		債務者 債権者	○	-	-	-	-	-	-	-	-	-
(2) 債権金額など利用者属性情報以外の記録を変更する場合 *3 ①利害関係者が債務者と債権者のみの状態（貸渡や保証が行われる前） a. オンラインで承諾を得る方法 *4		債務者 債権者	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
		債務者 債権者	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
②利害関係者が3名以上いる状態（貸渡や保証が行われた後） *9		債務者 債権者 保証人*2	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
		債務者 債権者 保証人*2	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-

注記

*1 口座間送金決済以外の方法で決済した場合は、自動的に記録されないため、支払等記録請求が必要。

*2 でんさいライトの場合、貸渡に随伴する「貸渡保証」をした保証人（貸渡人）。

*3 「-」の場合でも、差押えの記録を削除するための変更記録等は可。

*4 オンラインで承諾を得る方法で変更できる記録事項は、「債権金額」、「支払期日」、「貸渡先制限の有無」、「発生記録の取消」の4項目のみ。

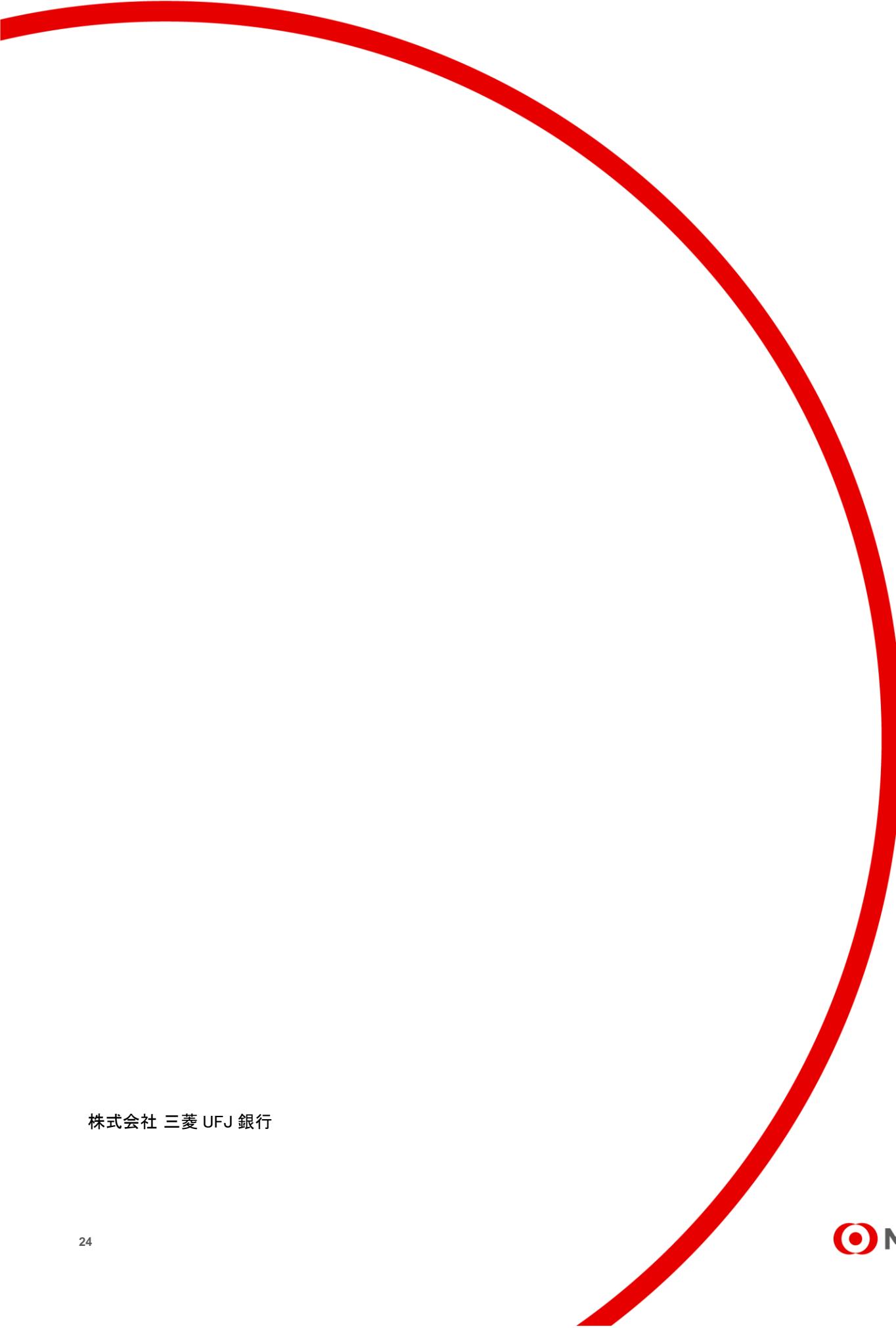
*5 支払等記録が行われていない場合であって、かつ、債務者が支払不能に関する異議申立をしていない場合に限り可。

*6 債務者の窓口金融機関（仕向金融機関）からでんさいネットに対し、支払不能通知が出された後であれば可（ただし、支払等記録が行われるのは支払期日の3銀行営業日後）。

*7 支払期日以前の支払等記録の請求は、債務者または電子記録保証人に限り可。

*8 債権金額全額について、債務者を支払等をした者とする支払等記録が行われていない場合に限り可。

*9 書面での受付期限は10銀行営業日前以前。



株式会社 三菱 UFJ 銀行